

濤沸湖

とうぶつこ

北海道網走市、小清水町



濤沸湖全景

[登録番号] 1557

[登録年月日] 2005年11月8日

[面積] 900ha

[湿地のタイプ] G:潮間帯の泥質、砂質、塩性干潟、H:潮間帯湿地、Q:永久的塩水、汽水、アルカリ性湖沼

[保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区、国定公園特別地域

[国際登録基準] 1、2、3、5、6

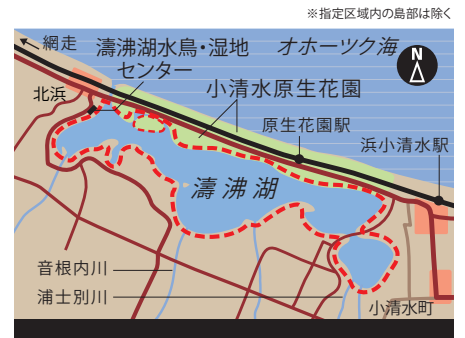
湿地の概要

北海道北東部のオホーツク海沿岸には、日本列島最北端の宗谷岬から世界自然遺産の知床半島にかけて、クッチャロ湖、コムケ湖、サロマ湖、能取湖、網走湖、^{のとう}濤沸湖などの湖沼がつづいている。

その一番南にある濤沸湖は、先住民アイヌの言葉で「トプツ(湖の口)」と呼ばれる湖である。砂洲の発達でつくられた細長い砂丘によって海と遮断され、湖の北西端でわずかに海とつながっている。

る汽水湖である。周囲約27km、面積は900ha、平均水位は約1.1m、最深部でも2.5mときわめて浅い。渡り鳥にとって餌となる海草や魚が豊富にあり、中継地、越冬地として利用されている。

周囲には低層湿原が広がり、湖の北側は「^{こしみず}小清水原生花園」となっている。また、湖の周辺を、ヨシ原、草原、森林が取り囲み、鳥類の生息地となっている。



※指定区域内の島部は除く

湿地にかかわる動植物

2005年、濤沸湖は、ガンカモ類が毎年6万羽以上飛来し、中でもヒシクイ、オオハクチョウ、ヒドリガモ、ミコアイサ、ウミアイサは東アジア地域個体群の個体数の1%以上を支えていることから、ラムサール条約湿地として登録された。ガンカモ類の重要な中継地や越冬地となっているほか、オジロワシ(一部留鳥)、オオワシも越冬におとずれ、タンチョウは数つがい繁殖している。

濤沸湖は海と一部でつながっており、湖口と湖奥では塩分濃度が異なる。湖岸には塩性湿地と淡水湿地があり、湖の中央部にはコアマモの藻場が形成されているなど、多様な環境を有している。魚類についても、海水・汽水魚、回遊魚、淡水

魚と約40種が確認され、エビ、カニ、貝類等の底生生物も多数確認されている。

湖岸の低地には塩性湿地帯が発達し、オオシバナ、ホソバナノシバナ、エゾツルキンバイ、アッケシソウの群落が分布している。淡水湿地帯にはヨシ群落、ヤラメスゲ群落、ヌマガヤヤーヤチヤナギ群落、ハンノキ林が分布している。



ヒシクイ



オオハクチョウ

保全・管理の取組

湖の東側に瀧沸湖水鳥・湿地センターがあり、展示、映像などで瀧沸湖の自然、文化について紹介している。このセンターは、ラムサール条約の理念に基づき、瀧沸湖について学び、自然とふれあい、瀧沸湖に関わる人々が交流する場として2012年にオープンした。センターでは、センターのボランティア団体「瀧沸湖ファンクラブ」や地域NGOなどと協力して、各種調査や外来種駆除などを行っている。

湖とその周辺域の環境の保全と賢明な利用を図るため、地域住民や関係団体、学識経験者などにより「瀧沸湖環境保全活用ビジョン」が2011年に策定された。計画の見直しが予定される中、瀧沸湖の地域ルールである「瀧沸湖保全と利用のためのルール」の一部改正を行い、カメラ等による継続的なモニタリングを兼ねた試験運行を開始した。



観察会の様子



外来種駆除の様子

ワイズユースの取組

湖にはコアマモなどの藻場が形成されており、古くからワカサギ、スジエビ、ヤマトシジミ漁やカキ養殖などの漁業が営まれている。ワカサギは孵化事業も行っている。漁業者たちは、稚魚放流や自主規制による資源管理型漁業を行っている。湖の南側はジャガイモ、ビート、小麦などの広大な畑や牧草地となっており、酪農家、畑作農家、でんぷん工場が連携し、湖への環境負荷の少ない循環型農業を行っている。

湖と海に挟まれた東西約8kmに広が

る湿原植生群落である小清水原生花園には、ハマナス、エゾスカシユリ、エゾキスゲ、ヒオウギアヤメなどの花々が咲き、多くの観光客が訪れる。植生維持のために行われる馬の放牧や野焼き(火入れ)は風物詩となっている。

瀧沸湖水鳥・湿地センターは前述のとおり、環境教育の拠点にもなっている。湖周辺では、郷土博物館、地元NGO、観光業者などによる観察会やバードウォッチングツアーなどが実施されている。



スジエビ漁

関連自治体

網走市役所 ☎0152-44-6111 / 小清水町役場 ☎0152-62-4181

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

瀧沸湖(とうふつこ)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 瀧沸湖水鳥・湿地センター

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03